

昨年の医療費合計が10万円以上なら医療費控除

## その2 今月の広報紙に折り込んだ医療費明細書で手続きを

平成19年1月～12月の本人と家族の医療費が10万円、所得の5%を超えた分(いずれか低い方の金額)については、医療費控除が受けられます(最高200万円まで)。申告時に医療費控除の手続きをし、節税しましょう。



手続きに必要な書類は次の2つです。

- 医療費明細書(今月の広報紙に折り込み)
- 医療機関、薬局(医薬品のみ)等の領収書

町県民税、国民健康保険税の申告をする人は、上記の書類に源泉徴収票を添付して3月17日までに役場本庁税務課へ提出します。

所得税の確定申告をする人は、所得税の確定申告書と上記の書類と一緒に田川税務署に提出します。

2月18日～3月17日の確定申告期間は、税務署が混雑することもあります。医療費控除等の還付申告は確定申告期間以前でも受付可能です。2月18日～3月17日は、役場本庁でも申告できます。

過去5年間なら遡って申告が出来ます。ただしこの間に、一度所得税の確定申告をしている場合は訂正の為の申告となるので1年間しかさかのぼれません。

窓口は混雑が予想されます。医療費明細書は事前に記入しましょう。



医療費控除の対象となるのは、お医者さんにかかった時の診療費はもちろんのこと、治療のための鍼灸・マッサージの費用、通院・入院のための交通費、町の薬局で買った薬の代金も含まれます。逆に美容整形や、予防注射の費用、健康食品などは医療費控除の対象にはなりません。医療費控除の対象となるものとならないもの(主な例)は、医療費明細書の裏面に掲載しています。不明な点がありましたら役場税務課までお問い合わせください。

明細書は医療を受けた人別に記入します。

## その3 所得変動に伴う住民税の還付が受けられます

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった人



所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには、申告が必要となります。

平成19年分の住民税を課税した、平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ「減額申告書(6月から役場税務課にあります)」を提出してください。他の市区町村から転入した人は、申告先を間違えないよう注意してください。

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける人については、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

申告期間は  
7月1日～31日  
までです。



# Tax 平成20年度

## 税の申告

役場税務課 ☎ 22-7762



申告の時期になりました。今月は「町県民税」「国民健康保険税」の申告と、それともなう各種控除などについて説明します。ご不明な点がありましたら役場税務課まで問い合わせください。



## その1 ハガキが届いたら役場で手続きを

町県民税・国民健康保険税の申告は3/17まで

所得のない人は、支所でも申告ができます。

所得税の確定申告は、2月18日～3月17日の間、役場本庁で受け付けます。



今年も町県民税、国民健康保険税の申告時期になりましたので、福智町役場本庁で申告の手続きをお願いします。なお、ハガキは2月下旬に発送する予定ですが、確定申告をする人や職場から役場へ給与支払報告書が提出されている人につきましては発送しません。

障害年金、遺族年金などを受給している人や収入がなく扶養になっている人も申告してください。国民健康保険に加入している人は、正しい税額の算定のため、収入の有無にかかわらず申告してください。所得が少ない人については、状況に応じて国保料額が軽減される場合があります。申告がなければその軽減措置が受けられませんのでご注意ください。平成20年1月1日現在20歳以上の住民が対象です。

公印省略

平成20年 月 日

申告者各位

福智町長 浦田弘二

平素より税務行政の円滑な運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今年も町県民税、国民健康保険税の申告時期となりました。

福智町では下記のとおり申告の受付をしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〈平成20年度町県民税・国民健康保険税の申告について〉

受付期限

3月17日(月)まで

申告期間中は、土曜・日祭日を除く毎日受付を行います。

受付時間

午前9時00分～午後4時30分

受付会場

福智町役場 1階 101会議室

受付窓口を1階ロビーにて行います。

0000000000

「申告するときに必要なもの」

給与所得者は、平成19年中に支払を受けた事業所の給与証明書。(源泉徴収票等)

年金をもらっている人は、公的年金等の源泉徴収票。農業所得については、収入金額の分かるもの(営農口座)。必要経費の分かるもの。(領収書等)

「別途、収支内訳書の記入用紙を本庁税務課窓口にて用意していますので、事前に取りに来てください。内容記入後、申告時に提出願います」

平成19年中に支払った社会保険料、生命保険料、地震保険料等の支払証明書。

平成19年中に支払った医療費の控除を受けようとする人は、その領収書。

「別途、医療費明細書の記入用紙を広報紙2月号に折り込んでいますので、事前に作成してください。内容記入後、申告時に提出願います」

身体に障害がある人は、障害者手帳など、障害を証明するもの。

印かん。本状。このハガキを持参してください

所得のない人は、支所においても受付いたします。

すでに申告済の場合は、行き違いですのでご了承ください。

問い合わせ先

福智町役場 税務課 22-7762 (直通)